

証券コード 4465
平成29年 8月 7日

株 主 各 位

大阪市淀川区新高一丁目8番10号
株 式 会 社 ニ イ タ カ
代表取締役社長 奥 山 吉 昭

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成29年8月24日（木曜日）午後5時10分（営業時間終了時）までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年 8月25日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区新高一丁目8番10号
株式会社ニイタカ本社 3階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第55期(平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期(平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.niitaka.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.niitaka.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎当社ではクールビズを行っておりますので、軽装でお越しください。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事業報告

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善に伴い緩やかな回復基調にありました。家計部門も、雇用環境が底堅く個人消費の改善も見られました。

また当社グループが主に事業展開するフードビジネス業界においても、消費者マインドの改善などを背景に、外食産業などに回復の動きが見られました。

このような環境下、当社は、環境にやさしく、同時にコストパフォーマンスにも優れた「パウチ包装タイプ高濃度洗剤・洗浄剤」のラインアップの充実と販売拡大に注力してまいりました。

また、フードビジネス業界の多様化するニーズに対応し、省力化や食の安全・安心に貢献できる製品とサービスの提供に努めてまいりました。

これらの活動が功を奏し、当連結会計年度の売上高は、156億2千5百万円（前期比 5.2%増）となりました。

利益につきましては、売上拡大とコスト削減の効果及び原材料仕入価格の低下に加え、前期に発生した退職給付債務計算における割引率変更による数理計算上の差異が当期は発生しないこと等により、営業利益は、10億7千6百万円（同 64.5%増）、経常利益は、11億3百万円（同 59.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、7億7千8百万円（同 64.1%増）となりました。

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の情報はありません。当社グループの品目別売上高は、次のとおりであります。

<当社グループ製造品>（業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤、固形燃料等）

新製品の販売促進や衛生管理支援サービスの強化などが功を奏し、主要製品の売上は順調に増加しました。特に、食の安全・安心意識の高まりによる需要の拡大も背景にあつて、「除菌・消毒用アルコール製剤」の売上が増加しまし

た。その結果、当連結会計年度の当社グループ製造品売上高は、120億3千3百万円（前期比 5.9%増）となりました。

<仕入商品等>

当連結会計年度の売上高は、35億9千2百万円（同 2.9%増）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は12億7千4百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ア. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社びわ湖工場 ブリーチ第1調合槽更新

当社つくば工場 固形燃料3号ライン一括包装機、ケーサー更新

イ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設

当社本社 基幹システム再構築

当社つくば工場 倉庫設備建設

ウ. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当社つくば工場 固形燃料製品倉庫

③資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額24億円の当座貸越契約を締結しております。

また、当社つくば工場倉庫設備の建設資金として、金融機関より長期借入金4億円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 52 期 (平成26年 5 月期)	第 53 期 (平成27年 5 月期)	第 54 期 (平成28年 5 月期)	第 55 期 (当連結会計年度) (平成29年 5 月期)
売 上 高(千円)	13,572,931	14,082,080	14,854,389	15,625,615
経 常 利 益(千円)	776,160	843,757	693,569	1,103,206
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	509,128	564,800	474,387	778,295
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	86.23	95.67	80.35	131.83
総 資 産(千円)	12,954,194	13,147,609	13,868,253	15,000,628
純 資 産(千円)	7,063,210	7,514,856	7,762,341	8,411,918
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,196.34	1,272.88	1,314.82	1,424.85

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 52 期 (平成26年 5 月期)	第 53 期 (平成27年 5 月期)	第 54 期 (平成28年 5 月期)	第 55 期 (当事業年度) (平成29年 5 月期)
売 上 高(千円)	12,967,782	13,486,758	14,248,591	14,974,927
経 常 利 益(千円)	683,293	729,502	583,821	978,110
当 期 純 利 益(千円)	450,963	483,728	400,823	686,883
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	76.38	81.93	67.89	116.35
総 資 産(千円)	12,704,517	12,732,389	13,453,467	14,463,302
純 資 産(千円)	6,909,717	7,221,581	7,456,543	8,047,648
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,170.34	1,223.20	1,263.02	1,363.15

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
福建新拓高日用化学品 有 限 公 司	16百万人民币	100%	固形燃料の製造・販売 食器洗浄機用洗浄剤の製造
株 式 会 社 ユーホーニイタカ	10,000千円	100%	手洗い用水石鹼・建物の床用ワックス等の製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが主に事業展開するフードビジネス業界においては、少子高齢化に伴い市場規模が横ばいで推移しており、企業間競争が激化しております。

また、顧客ニーズは多様化・高度化しており、製品・サービスの開発と提供を考える際には、高機能と低価格の両立や食の安全の確保及び環境影響の低減等様々な観点での対応が必要になっております。

加えて、企業への社会的責任遂行要請が高まっており、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等を重視する姿勢と行動、社会貢献活動が求められ、これらの取り組みは、企業の成長と存続を左右する重要な課題となっております。

以上のように当社グループが対処すべき領域は広く、課題は多岐に亘りますが、これらはあらゆる企業に求められる共通の課題であり、迅速かつ適切に対応できれば他社との差別化を図ることができ、成長のチャンスとも考えられます。主要な課題は、中期経営計画「N I P Q」（Niitaka Innovation Plan, Quality）に網羅し、取り組んでまいります。

中期経営計画の概要

平成28年に開始した中期経営計画の2年目に当たる今期は、以下の課題に取り組めます。

①シェアの拡大

大手ユーザー開拓のため営業開発部体制を強化し、シェアの拡大を図ります。

②シェア拡大の条件整備

サービス戦略（メンテナンス及び衛生管理支援サービスによる差別化）及びチャネル戦略（新たな販売ルート開拓）に重点的に取り組み、シェア拡大のための条件整備を推進します。

③生産能力・生産性アップ

売上の拡大に対応する生産体制を構築します。また、生産量の確保とともに、効率化やコストダウンも可能となる、新しい生産方式の開発に取り組みます。

④人材育成・活性化

次世代幹部社員の育成を重点的に進め、組織体制の強化を図ります。

⑤新市場開拓、事業創出

M&Aや業務提携等の活用を積極的に進め、新市場開拓、事業創出に取り組みます。

(5) 主要な事業内容（平成29年5月31日現在）

当社グループは、主にフードビジネス業界向け化成品事業として、業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤及び固形燃料等の製造・販売を行っております。

また、当該事業に付随して、フードビジネス業界向けに、食器洗浄機のメンテナンスサービス、衛生管理支援サービスも行っております。

当社グループの現在の主要取扱品目は次のとおりであります。

品 目	細品目	主な製品・商品
業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤等	食器用洗剤	「マイソフトコンク」「ローヤルサラセン」 「スーパーサラセン」
	食器洗浄機用洗浄剤	「リキッドPLH」「エンソリッドLWH」 「ジャストパックPLW」 「ハイソリッドPWH」 「スーパーWS」「ニューリンスP」
	除菌剤・漂白剤	「ニイタカブリーチ」 「ニューホワイトアップ」
	食品添加物(殺菌料)	「セーフコール」「サニクロール」
	洗浄剤	「ニューケミクール」「セキュアコール」 「ケミクールエコロジー」 「かんたんクリーナーコンク」 「バスクリーナーコンク」
	食品工場専用洗浄剤	「サニプラン除菌洗浄剤L」 「サニプランフォーミング洗浄剤CL」
	手洗い石けん 手指消毒剤 (医薬部外品)	「ニイタカ薬用ハンドソープ」 「薬用ハンドウォッシュスーパーコンク」 「手指消毒用セーフコール」
固 形 燃 料	料理用	「カエンニューエース」 「チェーフィング用カエン」
	屋外暖房用	「暖房用燃料」
サ ー ビ ス	食器洗浄機メンテナンス	定期メンテナンス、緊急メンテナンス
	衛生管理支援サービス	衛生講習、細菌検査、衛生巡回サービス
仕 入 商 品 等	厨房・浴用用品等	食品包装用ラップ、ペーパータオル、 ボディソープ

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年5月31日現在）

①当社

名 称	所在地	名 称	所在地
東京北営業所	東京都	大阪営業所	大阪府
東京東営業所	東京都	名古屋営業所	愛知県
東京西営業所	東京都	広島営業所	広島県
札幌営業所	北海道	福岡営業所	福岡県
仙台営業所	宮城県	びわ湖工場	滋賀県
つくば工場	茨城県		

②子会社

会社名	所在地
福建新拓高日用化学品有限公司	中華人民共和国福建省
株式会社ユーホーニイタカ	茨城県

(7) 使用人の状況（平成29年5月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
342名	25名増

(注) 使用人数は子会社の使用人数を含めた就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、シニアスタッフ、人材派遣会社からの派遣社員）は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
255名	29名増	39歳9ヶ月	10年5ヶ月

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員、パートタイマー、シニアスタッフ、人材派遣会社からの派遣社員）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (平成29年5月31日現在)

借 入 先	借入金残高
三菱UFJ信託銀行株式会社	411,000千円
株式会社みずほ銀行	271,421千円
株式会社商工組合中央金庫	210,800千円
株式会社三井住友銀行	63,490千円
株式会社滋賀銀行	54,784千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	52,600千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(平成29年5月31日現在)

- ①発行可能株式総数 16,900,000株
②発行済株式の総数 5,943,052株
③株主数 5,188名
④大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナイスエージェンシー	1,175千株	19.91%
ニイタカ社員持株会	483千株	8.19%
つくしの会持株会	192千株	3.26%
森田千里雄	170千株	2.89%
ニイタカ会西日本持株会	140千株	2.39%
ニイタカ会東日本持株会	118千株	2.00%
株式会社商工組合中央金庫	115千株	1.96%
阪本薬品工業株式会社	110千株	1.88%
大日製罐株式会社	110千株	1.88%
株式会社みずほ銀行	72千株	1.23%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項 (自己株式の保有)

当事業年度の末日における保有株式数 普通株式 39,341株

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (平成29年 5月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 執 行 役 員 会 長	森 田 千 里 雄	
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 社 長	奥 山 吉 昭	福 建 新 拓 高 日 用 化 学 品 有 限 公 司 董 事 長 株 式 会 社 ナ イ ス エ ー ジ ェ ン シ ー 代 表 取 締 役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	相 川 保 史	製 造 本 部 ・ 技 術 部 担 当 兼 品 質 保 証 部 長 福 建 新 拓 高 日 用 化 学 品 有 限 公 司 董 事 株 式 会 社 ユ ー ホ ー ニ イ タ カ 代 表 取 締 役 社 長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	笠 井 司	営 業 本 部 担 当
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 村 聡	天 神 橋 税 理 士 法 人 代 表 社 員 福 建 新 拓 高 日 用 化 学 品 有 限 公 司 監 事 株 式 会 社 ソ フ ト 9 9 コ ー ポ レ ー シ ョ ン 社 外 監 査 役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	池 崎 英 一 郎	株 式 会 社 ユ ー ホ ー ニ イ タ カ 監 査 役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	茂 木 鉄 平	弁 護 士 法 人 大 江 橋 法 律 事 務 所 社 員 大 江 橋 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 塩 野 義 製 菓 株 式 会 社 社 外 取 締 役 倉 敷 紡 績 株 式 会 社 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)竹村 聡氏、取締役(監査等委員)池崎英一郎氏及び取締役(監査等委員)茂木鉄平氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)竹村 聡氏、取締役(監査等委員)池崎英一郎氏及び取締役(監査等委員)茂木鉄平氏は、東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)竹村 聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。
常勤の監査等委員はおりませんが、内部監査を行う監査室及び内部統制部門等が監査等委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結しております。

③取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （-）	105,528千円 （-）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3）	16,800千円 （16,800）
合 計 （うち社外役員）	7名 （3）	122,328千円 （16,800）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年8月26日開催の第53回定時株主総会において年額1億2千万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年8月26日開催の第53回定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）竹村 聡氏は、天神橋税理士法人の代表社員及び株式会社ソフト99コーポレーションの社外監査役であり、当社の子会社である福建新拓高日用化学品有限公司の監事であります。同社とは製品の仕入・販売、金融等の取引関係があります。当社と天神橋税理士法人及び株式会社ソフト99コーポレーションとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）池崎英一郎氏は、当社の子会社である株式会社ユーホーニイタカの監査役であります。同社とは製品の仕入・販売、金融等の取引関係があります。
- ・取締役（監査等委員）茂木鉄平氏は、弁護士法人大江橋法律事務所の社員、大江橋法律事務所のパートナー、倉敷紡績株式会社の社外取締役（監査等委員）及び塩野義製薬株式会社の社外取締役であります。当社と同4社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	竹村 聡	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに、また監査等委員会15回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	池崎英一郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に、また監査等委員会15回のうち14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験や見識を基に、発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	茂木 鉄平	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に、また監査等委員会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称
ひびき監査法人

②会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス及びリスク管理を統括する組織として「CSR委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、「倫理方針」「倫理規程」に基づき、取締役及び使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務執行にあたるよう研修等を通じて指導する。また、「内部通報制度規程」に基づき、取締役及び使用人が社内の不正行為、違法行為及び犯罪的行為等を通報し、会社はそれに対し適切な対応をとる。その際会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。加えて、「反社会的勢力排除対応規程」に定めた方針に従い、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。

リスク管理の推進については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」に基づき、各部門が有するリスクの把握、分析、評価を行い、適切な対策を実施する。

当社グループは、不測の事態を想定した「緊急事態対応手順」を定め、不測の事態が発生した場合には、同手順に基づき、当社社長を本部長とする対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を構築・運用する。

ロ．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な決定事項について原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、各年度予算・全社方針を設定する。各部門においては、その方針を基に具体策を立案し、実行する。

当社取締役会の決定に基づく業務執行のうち部門及び当社グループを横断する重要な業務執行については、執行役員によって構成される執行役員会にて審議を行い、その審議を経て執行する。

ハ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、「株主総会議事録」「取締役会議事録」等の取締役の職務の執行に係る文書等の保存及び管理を行う。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

ニ．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、適切な経営管理を行う。

当社グループにおける業務の適正を確保するため、「倫理方針」「行動規範」を当社グループ全体に適用し、これを基礎として、当社グループ各社が諸規程を制定・改訂する。

監査室は、「総合内部監査規程」に基づき当社グループの業務監査を行い、その結果を適宜、代表取締役社長に報告する。

ホ．当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員会補助者」という。）の任命、解任、人事異動、評価等は、監査等委員会の同意の上決定することとし、監査等委員会補助者の、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

へ。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当
子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監
査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関
する体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び
使用人は、監査等委員が出席する取締役会等の業務執行又は業績に関する会
議において、業務又は業績に影響を与える重要な事項を報告する。

前記にかかわらず、監査等委員会が選定した監査等委員は、いつでも必要
に応じて、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監
査役及び使用人に対して報告を求めることができる。

監査室は、「総合内部監査規程」に基づき内部監査計画を立て、内部監査
の結果を監査等委員会に定期的に報告する。

「内部通報制度規程」に基づき、内部通報システムの適切な運用を維持す
ることにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等
委員会への適切な報告体制を確保する。

ト。当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不
利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員
である取締役を除く。）、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを
理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知
徹底する。

チ。当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するもの
に限る。以下この項において同じ。）について生ずる費用等の処理に係る方
針に関する事項及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する
ための体制

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399
条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において
審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必
要でないことを証明した場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理す
る。

監査等委員が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員の
ための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行
に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

監査等委員会は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査等委員会の定める監査方針及び分担に従って監査するとともに、会計監査人及び監査室と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

監査等委員会は、取締役及び使用人の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査業務の環境を整備するように努めるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。また、監査等委員会は、主要な稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- イ. コンプライアンス及びリスク管理を取り扱うCSR委員会を月に1回、年間で12回開催いたしました。法令等の順守状況や法令改正への対応等を議論し、必要な対応策を決定しております。この内容を執行役員会に報告、また重要な事項については取締役会でも取り上げ審議しています。
 - ロ. 取締役会を16回開催し、迅速な意思決定に努めました。また、業務の運営については業界ナンバーワンへの戦略を議論し、そのステップである中期経営計画の進捗状況の確認や必要な施策を講じました。加えて、毎月、子会社の決算概要及び業務概要の報告を受け、必要な対応の承認を行いました。
 - ハ. 取締役会において、業務執行又は業績に重要な影響を与える事項について、監査等委員の理解が進むよう、その検討過程も含め報告しております。また、監査等委員は毎月監査等委員会を開催し、監査室から内部監査の結果報告を受けるなどして、業務執行の状況や法令の順守状況等について評価を行っています。加えて、監査等委員は業務執行に責任を負う各部門責任者と面談の機会を設け、状況把握に努めました。
- ニ. 当社では、子会社管理部門を設置し、必要な助言や対応を行っています。また子会社の取締役を当社の取締役が兼任し、子会社の取締役会で経営内容を確認しております。加えて、監査室は、必要な項目を決め、定期的の子会社の業務監査を実施し、指摘事項への対応状況を管理しています。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社における「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の概要は下記のとおりであります。

①会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様による自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様による株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みの概要

イ. 「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社グループは、企業価値向上の取り組みとして、中期経営計画「N I P Q」を策定しております。その概要につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」に記載しております。

ロ. コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

当社は、当社グループの経営理念を実現し、継続的に企業価値を高めることを目指しております。平成27年6月1日に適用開始された「コーポレートガバナンス・コード」への対応として、改めて「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、方針に則った活動を行うことで、経営効率の向上及び経営の健全性の向上に努めております。

当社は、平成27年8月より監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会、監査等委員会、会計監査人、監査室及びCSR委員会等の各組織機関が相互に連携し、さらには内部通報制度も設け、コンプライアンスの徹底やリスク管理の充実をはじめとした内部統制システムが有効となるよう努めております。

当社取締役会は、定時取締役会を1ヶ月に1回、臨時取締役会を随時開催し、取締役会規程に定められた付議事項について十分な審議を行っております。また、執行役員を招集して行う執行役員会を月例で実施し、取締役会の方針に基づく経営執行上の重要事項の審議を迅速に進めております。

当社は、これらの取り組みとともに、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとし、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示をお受けいただく機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為についての評価・検討に必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価・検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとしております。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価・検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しなかった場合、順守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性・相当性の範囲で会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランは、平成28年8月26日に開催の当社第54回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続しており、その有効期限は平成31年8月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとなっております。

- ④本プランが、会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記②の会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(イ)買収防衛策に関する指針(注1)の要件を充足していること(ロ)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること(ハ)合理的な客観的発動要件の設定をしていること(ニ)独立性の高い社外者の判断の重視と透明な運営が行われる仕組みが確保されていること(ホ)株主意思を重視するものであること(ヘ)デッドハンド型買収防衛策(注2)やスローハンド型買収防衛策(注3)ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (注) 1. 「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日 経済産業省・法務省)を指します。
2. デッドハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の過半数を交替させてもその発動を阻止できない買収防衛策
3. スローハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の企業価値を高める事業戦略に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保金は、業容拡大に向けた、技術開発、製品開発、生産関連設備投資や人材育成に活用したいと考えております。

連結貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,428,950	流 動 負 債	4,365,943
現金及び預金	1,682,543	支払手形及び買掛金	684,909
受取手形及び売掛金	2,911,435	電子記録債務	1,638,913
電子記録債権	519,466	1年内返済予定の長期借入金	392,778
商品及び製品	725,554	リース債務	23,526
仕掛品	35,359	未払金	763,689
原材料及び貯蔵品	356,344	未払法人税等	218,586
繰延税金資産	108,425	その他	643,540
その他	93,567	固 定 負 債	2,222,766
貸倒引当金	△3,746	長期借入金	721,278
固 定 資 産	8,571,677	リース債務	65,032
有形固定資産	6,878,201	退職給付に係る負債	1,182,195
建物及び構築物	2,332,889	その他	254,260
機械装置及び運搬具	540,293	負 債 合 計	6,588,710
工具器具備品	83,983	(純資産の部)	
土地	3,038,002	株 主 資 本	8,380,875
リース資産	122,881	資本金	585,199
建設仮勘定	755,050	資本剰余金	595,337
その他	5,100	利益剰余金	7,251,019
無形固定資産	395,347	自己株式	△50,680
のれん	9,110	その他の包括利益累計額	31,042
ソフトウェア	142,513	その他有価証券評価差額金	16,349
ソフトウェア仮勘定	179,657	為替換算調整勘定	14,693
その他	64,066	純 資 産 合 計	8,411,918
投資その他の資産	1,298,129	負 債 純 資 産 合 計	15,000,628
投資有価証券	542,047		
繰延税金資産	416,725		
その他	358,500		
貸倒引当金	△19,144		
資 産 合 計	15,000,628		

連結損益計算書

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,625,615
売上原価	9,115,773
売上総利益	6,509,841
販売費及び一般管理費	5,432,935
営業利益	1,076,906
営業外収益	
受取利息	7,111
受取配当金	8,152
受取賃貸料	22,642
売却電気の収入	9,064
その他	13,569
営業外費用	
支払利息	7,369
創立55周年関連費用	4,000
賃貸収入原価	14,620
売却電気の原価	5,456
その他	2,794
経常利益	1,103,206
特別利益	
投資有価証券売却益	1,604
特別損失	
固定資産除売却損	17,217
投資有価証券売却損	710
税金等調整前当期純利益	1,086,883
法人税、住民税及び事業税	344,616
法人税等調整額	△36,028
当期純利益	778,295
親会社株主に帰属する当期純利益	778,295

貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,981,371	流 動 負 債	4,222,849
現金及び預り金	1,350,489	支払手形	55,723
受取手形	625,070	電子記録債権	1,638,913
電子記録債権	519,466	買掛金	567,876
売掛金	2,195,680	1年内返済予定の長期借入金	392,778
商品及び製品	667,191	リース債権	22,495
仕掛品	33,504	未払金	746,952
原材料及び貯蔵品	278,028	未払費用	367,868
前渡金	34,068	未払法人税等	203,000
前払費用	26,049	その他	227,241
関係会社短期貸付金	115,000	固 定 負 債	2,192,805
繰延税金資産	92,671	長期借入金	691,317
その他	47,298	リース債権	65,032
貸倒引当金	△3,148	退職給付引当金	1,182,195
固 定 資 産	8,481,931	その他	254,260
有形固定資産	6,508,592	負 債 合 計	6,415,654
建物	2,128,300	(純 資 産 の 部)	
構築物	39,384	株 主 資 本	8,031,298
機械及び装置	437,734	資 本 金	585,199
工具器具備品	71,678	資 本 剰 余 金	595,337
土地	2,985,648	資 本 準 備 金	595,337
一ス資	86,471	利 益 剰 余 金	6,901,442
り設仮勘	754,273	利 益 準 備 金	24,873
そのの他	5,100	その他利益剰余金	6,876,569
無 形 固 定 資 産	329,375	特別償却準備金	24,806
ソフトウェア	142,513	土地圧縮積立金	37,092
ソフトウェア仮勘	179,657	別途積立金	2,000,000
そのの他	7,204	繰越利益剰余金	4,814,671
投 資 そ の 他 の 資 産	1,643,963	自 己 株 式	△50,680
投資有価証券	542,047	評価・換算差額等	16,349
関係会社株	185,535	その他有価証券評価差額金	16,349
長期貸付金	29,200	純 資 産 合 計	8,047,648
関係会社長期貸付金	162,500	負 債 純 資 産 合 計	14,463,302
破産更生債権等	18,917		
長期前払費用	8,165		
繰延税金資産	416,694		
その他	300,048		
貸倒引当金	△19,144		
資 産 合 計	14,463,302		

損益計算書

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	11,406,873	14,974,927
製 品 売 上 高	3,368,553	
そ の 他 売 上 高	199,500	
売 上 原 価	5,936,649	8,945,836
製 品 売 上 原 価	2,844,176	
そ の 他 売 上 原 価	165,010	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,029,090
營 業 外 取 得 利 益		5,086,340
營 業 外 取 得 利 益		942,750
受 有 受 取 売 所 得 税	6,318	65,536
受 取 取 得 電 子 債 券 利 息	2,146	
受 取 取 得 電 子 債 券 利 息	8,152	
受 取 取 得 電 子 債 券 利 息	6,213	
受 取 取 得 電 子 債 券 利 息	23,578	
受 取 取 得 電 子 債 券 利 息	9,064	
受 取 取 得 電 子 債 券 利 息	10,061	
支 払 入 原 金 利 息	5,515	
支 払 入 原 金 利 息	14,620	
支 払 入 原 金 利 息	5,456	
特 別 利 益	4,000	30,176
立 倒 引 当 金	22	
特 別 利 益	562	978,110
特 別 利 益	1,604	1,604
特 別 利 益	17,217	17,927
固 定 資 産 除 却 損 失	710	
税 引 前 住 民 税 及 び 事 業 税	303,850	961,787
法 人 税 人 等 調 整 利 益	△28,946	274,903
当 期 純 利		686,883

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 7月19日

株式会社ニイタカ
取締役会 御中

ひびき監査法人
代表社員 公認会計士 安原 徹 ⑧
業務執行社員 公認会計士 石原 美保 ⑧

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニイタカの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニイタカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年7月19日

株式会社ニイタカ
取締役会 御中

ひびき監査法人
代表社員 公認会計士 安原 徹 ㊞
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 石原 美保 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニイタカの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、監査室及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年7月24日

株式会社ニイタカ 監査等委員会

監査等委員 竹村 聡 (印)

監査等委員 池崎 英一郎 (印)

監査等委員 茂木 鉄平 (印)

(注) 監査等委員竹村聡、池崎英一郎及び茂木鉄平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

定時株主総会の招集の時期及びその基準日について以下の理由により、定款第12条及び第13条の一部を変更し、毎事業年度終了後4ヶ月以内に定時株主総会を開催することといたしたいと存じます。

- (1) 猛暑の時期の株主総会開催を避けることにより、会場にお越しになる株主様の熱中症等のリスクを低減するため。
- (2) 定時株主総会の開催日を柔軟に設定することにより、株主様との建設的な対話を促進するため。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 <u>3</u> ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 <u>4</u> ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第13条 当社は、 <u>毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</u>	第13条 当社の <u>定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)


第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。


監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 もり たけみち お 森 田 千里雄 (昭和19年9月5日生)	昭和43年7月 当社入社 昭和53年10月 取締役就任 技術部長 平成4年7月 専務取締役就任 平成13年6月 取締役副社長就任 平成16年8月 代表取締役社長就任 平成17年7月 株式会社ナイスエージェンシー 代表取締役就任 平成23年4月 株式会社ユーホーニイタカ 代表取締役就任 平成25年6月 代表取締役会長就任 平成27年8月 代表取締役執行役員会長就任 (現任)	172,976 株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、経営者及び技術者として幅広い見識を有し、当社発展の基礎をつくるとともに、その後も指揮を執り続け安定的な発展を実現してきました。販売と製品開発のコンセプトに「三方良し」の考えを据え、固形燃料カエンをはじめ各種製品を開発するとともに、代表的な製品であるマイソフトコンクを考案し、シェアアップの指揮を執りました。現在も経営理念に沿い、長期的な企業価値の向上に向けて発言・助言を行っています。よって、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	 <p data-bbox="248 636 474 707">おく やま よし あき 奥 山 吉 昭 (昭和33年6月14日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成8年7月 取締役就任 総務部長</p> <p>平成9年5月 総務部長・経営企画部長</p> <p>平成10年5月 経営企画部長</p> <p>平成13年8月 常務取締役就任</p> <p>平成19年9月 福建新拓高日用化学品有限公司 董事長就任(現任)</p> <p>平成21年2月 福建新拓高日用化学品有限公司 総経理就任</p> <p>平成21年8月 管理本部長</p> <p>平成22年8月 専務取締役就任</p> <p>平成23年4月 株式会社ユーホーニイタカ 取締役就任</p> <p>平成23年8月 取締役副社長就任</p> <p>平成25年5月 株式会社ユーホーニイタカ 取締役会長就任</p> <p>平成25年6月 代表取締役社長就任</p> <p>平成26年5月 株式会社ナイスエージェンシー 代表取締役就任(現任)</p> <p>平成27年8月 代表取締役社長執行役員社長就任 (現任)</p>	69,796 株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、入社後、主に管理部門で当社の発展に貢献してきました。謙虚で私欲の無い姿勢で業務に精励し、能力と経営者としての資質を高く評価され次の経営を託されることとなりました。代表取締役社長に就任した後は、精力的に全国の得意先を訪問し、信頼関係を構築するなど、業界ナンバーワンの達成に向けてリーダーシップを発揮し続けています。よって、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	 <p>あいかわ やすし 氏 相川保史 (昭和32年6月27日生)</p>	<p>昭和59年3月 当社入社 平成15年6月 技術部長 平成15年8月 取締役就任 平成17年6月 技術製造本部長 平成21年6月 福建新拓高日用化学品有限公司 董事就任（現任） 平成22年6月 企画開発部長 平成23年8月 常務取締役就任 平成24年1月 株式会社ユーホーニイタカ 取締役就任 平成24年6月 技術部担当（現任） 兼 製造本部長 平成25年5月 株式会社ユーホーニイタカ 代表取締役社長就任（現任） 平成26年6月 品質保証部長（現任） 平成27年8月 取締役専務執行役員就任（現任） 平成29年3月 製造本部担当（現任）</p>	20,866 株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、技術部門及び生産部門に幅広い見識を有し、奥山吉昭氏と同様に謙虚で私欲の無い姿勢を評価され経営幹部に抜擢されました。従業員からの信頼も厚く、業界ナンバーワンに向け、戦略的製品開発や生産の思い切った効率化等において基本的な方向性を示し、関連部門において指導力を発揮しています。よって、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	 <p data-bbox="244 455 481 526">かさ い つかさ 笠 井 司 (昭和23年2月11日生)</p>	<p>平成12年10月 当社入社</p> <p>平成13年8月 監査役就任</p> <p>平成15年8月 取締役就任 管理部長・購買部長</p> <p>平成15年12月 管理部長</p> <p>平成22年6月 管理本部長</p> <p>平成24年6月 営業本部長</p> <p>平成25年8月 常務取締役就任</p> <p>平成27年6月 西日本営業部長</p> <p>平成27年8月 取締役常務執行役員就任 (現任) 営業本部担当 (現任)</p>	13,020 株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、平成12年当社に入社し、主に管理部門に籍を置き、上場企業の基盤づくりに貢献してきました。特に、バランスの取れたものの見方、判断ができ、私心の無い態度も含めて社内外から高い評価を受けてきました。企業価値向上のために当期も必要な人材です。よって、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>			


- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数には、役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。


第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 たけむら さとし 竹村 聡 (昭和44年3月13日生)	平成4年4月 監査法人伊東会計事務所入所 平成10年7月 ペガサス監査法人(現ひびき監査法人)入所 平成14年7月 公認会計士竹村聡事務所代表 平成19年8月 当社社外監査役就任 平成23年4月 株式会社ユーホーニイタカ 監査役就任 平成24年6月 株式会社ソフト99コーポレーション社外監査役就任(現任) 平成25年8月 福建新拓高日用化学品有限公司 監事就任(現任) 平成26年10月 天神橋税理士法人代表社員就任 (現任) 平成27年8月 当社社外取締役(監査等委員)就任 (現任)	7,222株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として高い会計的知見を有し、当社経営に関してチェック、助言を期待できることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	 <small>いけ さき えいいち ろう</small> <small>池 崎 英 一 郎</small> (昭和22年9月14日生)	昭和46年4月 アナログ・デバイセズ株式会社入社 昭和62年7月 サン・マイクロシステムズ株式会社入社 平成3年4月 コンパックコンピュータ株式会社入社 平成7年10月 株式会社ステーション・ガイア専務取締役就任 平成9年2月 株式会社コンチェルト創立代表取締役社長就任 平成22年12月 ユーホーケミカル株式会社代表取締役社長就任 平成25年8月 当社社外監査役就任 株式会社ユーホーニイタカ監査役就任(現任) 平成26年8月 当社社外取締役就任 平成27年8月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	525株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、企業経営の経験を活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	 <p>茂木鉄平 (昭和33年10月17日生)</p>	<p>平成元年4月 弁護士登録 平成元年4月 大江橋法律事務所入所 平成4年7月 クリアリー ゴットリーブ スティーン&ハミルトン法律事務所 (Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton LLP) ブラッセル・オフィス勤務 平成5年1月 デ ブラウ ブラックストーン ウエストブロウク公証人・弁護士事務所 (De Brauw Blackstone Westbroek) ロッテルダム・オフィス勤務 平成6年4月 大江橋法律事務所パートナー (現任) 平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員 (現任) 平成16年4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院) 実務家教員 (専任教員) 平成21年6月 塩野義製薬株式会社 社外取締役就任 (現任) 平成22年4月 関西学院大学ロースクール (法科大学院) 非常勤講師 (現任) 平成26年8月 当社社外監査役就任 平成27年6月 倉敷紡績株式会社社外監査役就任 平成27年8月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 平成28年6月 倉敷紡績株式会社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p>	227 株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な専門知識と経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹村 聡氏、池崎英一郎氏及び茂木鉄平氏は、社外取締役候補者であります。

3. 竹村 聡氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 池崎英一郎氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 茂木鉄平氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、竹村 聡氏、池崎英一郎氏及び茂木鉄平氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結しております。なお、同3氏の選任が承認された場合、各氏と当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、東京証券取引所に対して竹村 聡氏、池崎英一郎氏及び茂木鉄平氏を独立役員として届け出ております。3氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同3氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 竹村 聡氏は、平成19年8月から平成27年8月まで当社の社外監査役であり、平成23年4月から平成25年8月までの期間当社の特定関係事業者である株式会社ユーホーニイタカの監査役でありました。また、同氏は現在、当社の特定関係事業者である福建新拓高日用化学品有限公司の監事であります。
9. 池崎英一郎氏は、平成25年8月から平成26年8月までの期間当社の社外監査役でありました。また、同氏は現在、当社の特定関係事業者である株式会社ユーホーニイタカの監査役であります。
10. 茂木鉄平氏は、平成26年8月から平成27年8月まで当社の社外監査役でありました。
11. 平成27年8月、茂木鉄平氏が社外監査役に就任していた倉敷紡績株式会社において、元従業員による循環取引等の不適切行為が発覚しました。同氏は同社の特別調査委員会の委員長として当該事案の調査にあたり、当該元従業員以外の複数の従業員による類似行為も解明し、これにより同社は有価証券報告書等の過年度修正を行いました。これらの不適切行為は、その殆どが同氏の社外監査役就任前に発生したものであります。同氏は、調査結果に基づき種々の再発防止策を提案し、引き続き同社の社外取締役（監査等委員）として、対策の実施状況等を監視しております。
12. 各候補者の所有する当社の株式の数には、役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。


第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

この決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
 にし やま ま り 西 山 万 里 (昭和41年3月12日生)	平成21年7月 進栄化学株式会社入社 平成21年7月 同社取締役就任 平成26年5月 同社取締役専務就任 平成27年9月 同社代表取締役社長就任(現任)	一株

- (注) 1. 西山万里氏が代表取締役社長を務める進栄化学株式会社と当社との間には、当社びわ湖工場内における化粧品用油剤の製造受託等の取引があります。
2. 西山万里氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 西山万里氏は、豊富な企業経営の経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者とするものであります。
4. 当社は、西山万里氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結する予定であります。

以上

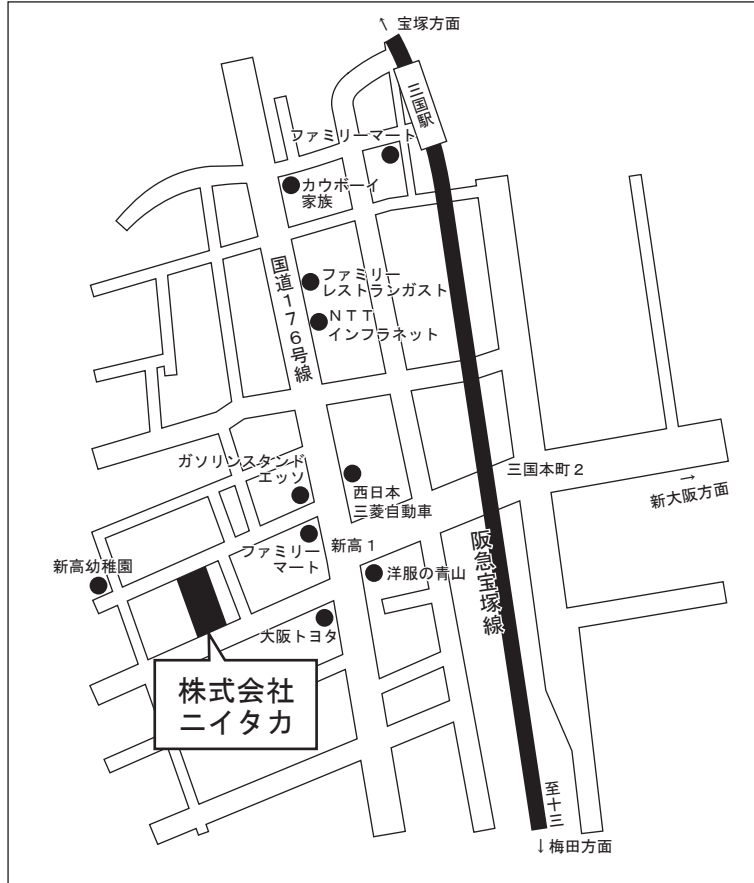
株主総会会場ご案内図

会場：大阪市淀川区新高一丁目 8 番10号

株式会社ニイタカ本社

TEL 06-6391-3221 (代表)

- ・交通 ○阪急電車 宝塚線「三国駅」下車(南出口) 徒歩 約10分



- ・会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。



環境に配慮した森林認証用紙を使用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。